

# 保護者の皆さまへ就学援助制度のお知らせ

◆援助を受けることができる方・提出書類等

令和8年度

## 就学援助制度とは

長与町教育委員会では、小・中・義務教育学校に在学するお子さまの学用品費や学校給食費等の費用の一部を援助し、保護者の皆さまの経済的負担を軽減する「就学援助制度」を実施しています。ご希望される方は、在籍している学校に申請してください。

## 援助を受けられる内容

新入学用品費	新入学用品の購入にかかる経費の一部（新1年生又は新7年生のみ）
学用品費・通学用品費	学用品費等の購入にかかる経費の一部
給食費	学校給食費として保護者が負担する経費
校外活動費（参加する場合）	校外活動に参加した場合にかかる経費の一部（交通費、見学料）
修学旅行費（参加する場合）	修学旅行に参加した場合に均一に負担する経費
体育実技用具費	授業で柔道・剣道をする場合の柔道着等の購入費（中学1年生又は義務教育学校7年生のみ）
医療費	学校の健診により治療を指示された特定の疾病（虫歯、結膜炎、中耳炎等）の治療費のうち、保護者が負担する経費

※援助費には上限があります。※生活保護受給の方は、修学旅行費と医療費のみが対象です。

## 申請書及び添付書類の注意点

- 申請用紙（学校またはHP（<https://webtown.nagayo.jp/kiji003326/index.html>）からダウンロード）に必要事項を記入し、関係書類を添付して学校に提出してください。（申請は隨時受け付けていますが、申請した月からの認定となります。）
- 就学援助は自動で年度更新されません。毎年度申請のうえ、認定を受ける必要があります。
- 新年度も援助を希望される方は申請書に在籍予定の学校、新学年を記入してください。
- 小学校と中学校にお子さまがいる場合は、在籍する小学校・中学校それぞれに申請書を提出していただく必要があります。（新入学分で既に申請されている方は再度の提出は不要です。）
- 就学援助では、祖父母など同じ住所地に住む方全員を「世帯員」として審査します。そのため、申請書には全ての世帯員を記入してください。（二世帯住宅または世帯分離の場合でも、住所地が同じであれば同一世帯の所得として合算して審査。）
- 2つ以上の該当理由に当てはまる場合は、どれか1つの理由で提出してください。
- 申請書および添付書類の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- 特別の事情がある場合は、別紙（様式は問いません）に詳細な内容を記入して提出してください。  
ただし、状況によっては援助を受けられない場合もあります。

### 就学援助シミュレーション

こちらの二次元コードを読み取るか、長与町公式LINEに「就学援助シミュレーション」とメッセージを送信するとシミュレーションが開始します。



長与町【公式】ナガヨ ミックン  
友達登録がお済みでない方は、こちらの二次元コードを読み取り、事前に友達登録をお願いします。



次の要件のいずれかひとつに該当すれば、就学援助を受けることができます。

該当となる理由	添付書類
生活保護を3ヶ月以内に廃止されたが生活が苦しい	不要
町民税が非課税である (世帯員全員が非課税の場合に限る)	不要
児童扶養手当を受けている	児童扶養手当証書の写し
世帯の合計所得が下表の基準額以下で、子どもを就学させるのが困難な場合	※下記の説明文を参照してください

※令和7年1月1日現在、長与町に住所（住民登録）がある方は、長与町課税台帳上の記録により確認しますので、所得の分かる書類の提出は必要ありません。ただし、世帯全員分の所得を確認する必要があるため、「令和6年分所得」が未申告の方は、所得の有無にかかわらず、必ず申告をしてください（勤務先での年末調整や確定申告をされている方は、改めての申告は不要です）。

※令和7年1月1日現在、長与町以外に住所（住民登録）がある方は、次の書類の提出をお願いします。

### ●「令和7年度 所得課税・非課税証明書」

（令和7年1月1日現在の住所地の自治体にて交付を受けてください）

### 【所得基準額の目安】《1月～12月の世帯合計所得が基準額以下》

世帯人数	家族構成	所得基準額	
		借家	持家
2人	大人1人+子供1人	2,108,764円	1,584,604円
3人	大人1人+子供2人	2,816,582円	2,292,422円
3人	大人2人+子供1人	2,663,611円	2,139,451円
4人	大人2人+子供2人	3,105,504円	2,581,344円
5人	大人2人+子供3人	3,845,217円	3,321,057円

※源泉徴収票で金額を比較する場合は、「給与所得控除後の金額」と比較してください。  
ただし、上記金額はあくまでも目安であり、家族構成・年齢・家賃等により基準額が変わりますので、就学援助シミュレーションをご活用ください。

※長期療養・災害・交通事故などの特別な事情により生活が苦しく、子どもを就学させることが困難な場合は、教育委員会学校教育課までご相談ください。

## 認定における注意点

※入学準備金（入学前支給）を申請して認定を受けられた方は、令和8年度の就学援助の申請手続きを改めて行う必要はありません。

※生活保護受給中の方は、就学援助の申請手続きは必要ありません。

※所得額または児童扶養手当受給の理由にて認定されている方は、6月～12月に再認定作業を行います。再認定作業の結果、上記支給要件を満たさなくなった場合、就学援助の支給を停止させていただきます。

学校提出〆切：令和 年 月 日

ご不明な点は、各学校又は長与町教育委員会学校教育課（TEL883-1111）までお問い合わせください。